

○名古屋学院大学研究倫理規準

(2019年5月22日制定)

名古屋学院大学は、キリスト教主義にもとづく「敬神愛人」を建学の精神とした教育研究機関として、その成果を積極的に社会へ還元してきた。研究機関は人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責務を有することを認識し、研究に携わる者は、常に誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努める必要がある。また、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを認識し、研究費の使用にあたっては、社会的な期待が存在することを常に自覚しなければならない。さらに研究者は、研究の成果が平和的に利用されるよう常に意識しなければならない。

名古屋学院大学では、ここに研究倫理規準を定め、本学の研究活動がこれからも社会から信頼を受け続けられるように全力で取り組むことを宣言するものである。

(目的)

第1条 名古屋学院大学は、本学で実施される研究の信頼性と公正性を確保することを目的として、研究を遂行するうえで求められる研究者の行動・態度の倫理的規準を定める。

(定義)

第2条 この規準における「研究者」とは本学の専任教員に限らず、本学において研究活動に従事する者すべてを含むものである。大学院学生・学部学生などについても、研究に関わる際には「研究者」に準ずる者とみなされる。なお、大学院学生・学部学生の研究活動については、指導教員が指導・監督の責任を負う。

2 この規準における「研究費」とは、本学で研究のために直接使用されるすべての経費をいう。

(研究者の態度)

第3条 研究者は、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

2 研究者は、不正行為防止の教育啓発に継続的に取り組み、社会の理解と協力がえられるべく努める。

3 研究者は、生命の尊厳を重んじ、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮し、動物などに対しては、真摯な態度で扱う。

4 研究者は、他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

(研究のための情報・データ等の収集)

第4条 研究者は、科学的かつ一般的に適正と考えられる方法で、研究のための情報・データ等を収集しなければならない。また実験ノート、実験報告書などを作成し、適切に保管しなければならない。さらには、収集した情報・データ等は滅失、漏洩、改ざん等が生じないように慎重に管理しなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第5条 研究者は、人を対象とする研究にあたっては、その目的、方法等についてわかりやすく説明し、協力者の自由意思による明確な同意を得なければならない。

(個人情報の保護)

第6条 研究者は、個人の情報・データ等の提供を受ける場合には、プライバシー保護の重要性に鑑み、個人が特定できるようなものは適切に扱わなければならない。

(機器、薬品、材料等の安全管理)

第7条 研究者は、研究実験において研究装置及び機器、薬品、材料等を用いるときには、関係する取扱規程等を遵守し、安全管理に万全を尽くさなければならない。また、研究の過程で生じた残渣物等は、自然環境に害をもたらさないように適切に処理しなければならない。

(研究活動の不正行為)

第8条 研究者は、研究活動に際して、捏造、改ざん、盗用を行ってはならない。

(研究成果の発表)

第9条 研究者は、研究成果の公表を社会への還元として積極的に行わなければならない。その際、研究活動に実質的に関与し、十分な貢献をした場合にのみオーサーシップが認められる。

(研究費の適正な取扱い)

第10条 研究者は、研究費を当該研究以外の目的に流用してはならない。また本学で定める諸規程に違反して、または違反した方法で研究費を使用してはならない。

(利益相反行為)

第11条 研究者は、研究活動において、個人、組織および異なる組織間の利益の衝突に注意を払い、社会的信頼性を確保し、社会への説明責任を果たさなければならない。

(不正防止のための教育)

第12条 研究者は、研究倫理教育およびコンプライアンス教育を受講しなければならない。

(名古屋学院大学の責務)

第13条 大学は、研究者の研究倫理意識を高揚するために、必要な啓発・教育を定期的に実施しなければならない。また、この規準の適切性を検証する責務を有する。

(所轄)

第14条 この規準の所轄は、総合研究所事務室とする。

(改廃)

第15条 この規準の改廃は、研究倫理委員会及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

附則1 この規程は、2019年5月22日から施行する。